

(1) 補助金・助成金

	地区	分類	団体・ 機関等名	創業段階	事業名等	概要	対象者	対象経費	補助・ 助成率	上限額	参考URL	問合せ先
1	県南	行政	足利市	創業初期	創業者ステップアップ補助金	事業の発展、早期経営の安定化を目的とした「専門家相談」「広告宣伝」「スキルアップ（人材育成）」に取り組んだ費用の一部を補助するもの。	特定創業支援による支援を受けた者で足利市内に事業所を有する創業後5年未満の者	「専門家相談」「広告宣伝」「スキルアップ（人材育成）」に取り組んだ費用	1/2	10万円	https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/industry/000058/000305/000706/p002670.html	【担当部署】産業観光部商業にぎわい課商業・労働福祉担当 【電話】0284-20-2158 【メール】shougyou@city.ashikaga.lg.jp
2	県南	行政	足利市	準備段階	遊休資産活用支援事業費補助金	補助対象区域内の空き店舗等の遊休資産を活用するための事業に対し、その事業費の一部を支援することにより、中心市街地等の集客力及び回遊性の向上を図る。	補助対象となる区域で遊休資産を活用して新たに店舗を開業する者。	【主な対象経費】 ①改修工事費 ②機械購入・設置費 ③店舗看板作成・設置費 ④店舗什器・備品購入費 ⑤販促・PR費	管理委員会での選考を経て、補助限度額を決定。 <補助限度額> 合計点数が ・60%以上10万円 ・70%以上50万円 ・80%以上70万円 ・90%以上100万円 ※60%未満の場合補助金は不交付。	100万円	https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/industry/000058/000304/p002605.html	【担当部署】産業観光部商業にぎわい課商業・労働福祉担当 【電話】0284-20-2158 【メール】shougyou@city.ashikaga.lg.jp
3	県南	行政	足利市	創業初期	創業者ステップアップ補助金	事業の発展、早期経営の安定化を目的とした「専門家相談」「広告宣伝」「スキルアップ（人材育成）」に取り組んだ費用の一部を補助するもの。	特定創業支援による支援を受けた者で足利市内に事業所を有する創業後5年未満の者	「専門家相談」「広告宣伝」「スキルアップ（人材育成）」に取り組んだ費用	1/2	10万円	https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/industry/000058/000305/000706/p002670.html	【担当部署】産業観光部商業にぎわい課商業・労働福祉担当 【電話】0284-20-2158 【メール】shougyou@city.ashikaga.lg.jp
4	県南	行政	足利市	準備段階	遊休資産活用支援事業費補助金	補助対象区域内の空き店舗等の遊休資産を活用するための事業に対し、その事業費の一部を支援することにより、中心市街地等の集客力及び回遊性の向上を図る。	補助対象となる区域で遊休資産を活用して新たに店舗を開業する者。	【主な対象経費】 ①改修工事費 ②機械購入・設置費 ③店舗看板作成・設置費 ④店舗什器・備品購入費 ⑤販促・PR費	管理委員会での選考を経て、補助限度額を決定。 <補助限度額>合計点数が ・60%以上10万円 ・70%以上50万円 ・80%以上70万円 ・90%以上100万円 ※60%未満の場合補助金は不交付。	100万円	https://www.city.ashikaga.tochigi.jp/industry/000058/000304/p002605.html	【担当部署】産業観光部商業にぎわい課商業・労働福祉担当 【電話】0284-20-2158 【メール】shougyou@city.ashikaga.lg.jp
5	県南	行政	栃木市	準備段階	空き店舗活用促進事業補助金	新規開業者や中小企業者が対象区域内の空き店舗において開業する際に、店舗改装費を補助し、開業及び中心商店街活性化のための支援を行う。	対象区域内で開業する中小企業者又は新規開業者	店舗改装費	1/2	150万円	https://www.city.tochigi.jp/soshiki/32/578.html	【担当部署】商工振興課 【電話】0282-21-2371 【メール】syoukou@city.tochigi.lg.jp
6	県南	行政	佐野市	準備段階	佐野市まちなか活性化事業補助金	中心市街地又は地域市街地拠点の活性化を図るため、当該地域でにぎわいを創出するもの（空き店舗等を活用して小売業、飲食業、サービス業、コワーキングスペース等の出店を行うもの）に対して、補助金を交付する。	商業団体、個人出店者、中小企業者、まちづくり会社、特定非営利活動法人、市民活動団体等	家賃 改装費	家賃（2分の1） 改装費（3分の2）	家賃（一月あたり3万円を24か月） 改装費（50万円）	https://www.city.sano.lg.jp/soshiki/chiran/sangyou/sangyoritsushisuishinka/gyomu/annai/machi/4059.html	【担当部署】産業政策課 【電話】0283-20-3040 【メール】tk-machinaka@city.sano.lg.jp
7	県南	行政	佐野市	準備段階	佐野市特定創業者フォローアップ補助金	特定創業者（①創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業による支援を受け、市より証明書の発行を受ける、②支援終了後1月以内に市内で創業する）に対し、経営相談費用等及び広告宣伝費等を助成する。	特定創業者のうち支援終了後1月以内に市内で創業する者	経営相談費用等及び広告宣伝費等	経営相談費用等（補助率2分の1） 広告宣伝費等（補助率3分の2）	経営相談費用等（上限2万5千円、一事業者につき5回まで） 広告宣伝費等（上限20万円）	https://www.city.sano.lg.jp/soshiki/chiran/sangyou/sangyoritsushisuishinka/gyomu/annai/2/3532.html	【担当部署】産業政策課 【電話】0283-20-3040 【メール】sangyou@city.sano.lg.jp
8	県央	行政	鹿沼市	準備段階	空き店舗等活用新規出店支援事業	鹿沼市内の空き店舗等を活用し創業するために必要な経費の一部を支援することにより、地域の活性化を図る。 ※鹿沼市特定創業支援事業に関する証明書を受けている者のみ対象とする	市内新規創業者	店舗家賃	1/2以内	3万円/月(1年目) 2万円/月(2年目) 1万円/月(3年目) ※オプションから最大3年	https://www.city.kanuma.tochigi.jp/0655/info-000008256-1.html	【担当課】産業振興課 【電話】0289-63-2182 【FAX】0289-63-2189 【メール】sangyou@city.kanuma.lg.jp

(1) 補助金・助成金

	地区	分類	団体・機関等名	創業段階	事業名等	概要	対象者	対象経費	補助・助成率	上限額	参考URL	問合せ先
9	県央	行政	鹿沼市	準備段階	個店整備事業	店舗の改修工事費、備品等購入に要する経費の一部を支援することにより、地域の活性化を図る。	市内商業者	①外装・内装・給排水・電気・空調・トイレ等の改修工事又は建具の入れ替えに要する経費 ②備品等（建物と一体として取り付けられる備品、設備等）の購入に要する経費	1/3以内	20万円	https://www.city.kanuma.tochigi.jp/0655/info-0000001155-1.html	【担当課】産業振興課 【電話】0289-63-2182 【FAX】0289-63-2190 【メール】sangyou@city.kanuma.lg.jp
10	県央	行政	日光市	準備段階	商店リフレッシュ事業費補助金	市内の商工業の活性化を図るため、市内業者を利用して店舗の改修等を行う費用の一部を補助する。	空き店舗を賃貸・所有して開業する方（業種により対象外あり）	店舗の改修費等	0.5	50万円	https://www.city.nikko.lg.jp/shoukou/20150511refresh.html	【担当部署】商工課 【電話】0288-21-5136 【メール】shoko@city.nikko.lg.jp
11	県央	行政	日光市	創業初期	空き店舗対策家賃補助事業	商店街の空洞化を抑制するとともに、地域の活性化を図るため、空き家を賃貸して事業を開始する者に対し、家賃の一部を補助する。	空き店舗を賃貸して事業を開始しようとする方（業種により対象外あり）	家賃12か月分（事業を開始しようとする日の属する月から）	0.5	月額5万円	https://www.city.nikko.lg.jp/shoukou/20150401yachin.html	【担当部署】商工課 【電話】0288-21-5136 【メール】shoko@city.nikko.lg.jp
12	県南	行政	小山市	準備段階	中心市街地商業出店等促進事業補助金	中心市街地の活性化及び同地域への事業者の出店の促進を図るため、中心市街地の空き店舗への新規出店者に対して必要な経費の一部を補助する。	対象区域内の空き店舗で開業する事業者	内装改造費（補助事業の当初実施分に限る）	1/2以内	100万円 （創業者の場合、150万円）	https://www.city.oyama.tochigi.jp/sigoto/sangyosinko/shogyo/page003523.html	【担当部署】商業観光課 【電話】0285-22-9272 【メール】d-kankou@city.oyama.tochigi.jp
13	県央	行政	真岡市	創業初期	新製品開発・販路開拓支援補助金	新しいマーケットの創出を支援するため市内で新たに創業する者の新製品開発や販路開拓に要する費用の一部を補助する。	市内における創業又は事務所等の設置から3年以内の者	<新製品開発> ①大学及び研究機関等との共同開発に係る経費 ②原材料及び副資材の購入に係る経費 ③設備及び機械装置の購入並びにリースに係る経費 ④工具器具の購入に係る経費 ⑤外注加工及びデザイン開発に係る経費 <販路開拓>	1/2	30万円	https://www.city.moka.lg.jp/kakuka/shokokanko/gvomu/sangyo_shinko/shokogyo/5525.html	【担当部署】商工観光課 【電話】0285-83-8134 【メール】syoukou@city.moka.lg.jp
14	県央	行政	真岡市	準備段階	中心市街地空き店舗等活用事業補助金	中心市街地の空き店舗等で新規に開業するために必要な経費の一部を補助することにより、中心市街地の魅力と賑わいを創出し、活性化を図る。	対象区域内の空き店舗で新たに開業する事業者	①店舗の改装費 ②家賃（12か月分）	1/2	①60万円 ②月3万円	https://www.city.moka.lg.jp/kakuka/shokokanko/gvomu/sangyo_shinko/sogyo/1945.html	【担当部署】商工観光課 【電話】0285-83-8134 【メール】syoukou@city.moka.lg.jp
15	県北	行政	大田原市	準備段階	起業再出発事業補助金	中小企業者及び小規模事業者の振興並びに中心市街地の活性化及び地域の振興を図るため、新たに空き店舗に出展する方を支援する。	対象店舗を開業するため、空き店舗を賃借する事業者	空き店舗の改装費	1/3	100万円	http://www.city.ohatawara.tochigi.jp/docs/2013082778703/	【担当部署】商工観光課 【電話】0287-23-8709 【FAX】0287-23-8697 【メール】syoukou@city.ohatawara.tochigi.jp
16	県北	行政	矢板市	創業初期	矢板市空き店舗等対策事業支援補助金	中心市街地活性化のため、空き店舗、空地、空き家を活用し、新たに開業する者の支援を行うことで、商店街の賑わいと地域経済の活性化を図る。	・中小企業基本法第2条に規定する中小企業者又は個人事業主 ・その他市長が特に認める者	改装費用又は新築費用	1/2以内	100万円 千円未満の端数がある場合は当該は数は切り捨	https://www.city.yaita.tochigi.jp/soshiki/syoukou/akitenppo.html	【担当部署】商工観光課 【電話】0287-43-6211 【メール】syoukou@city.yaita.tochigi.jp
17	県北	行政	さくら市	創業初期	空き店舗活用促進事業補助金	空き店舗を活用し、市内の地域活性化を図る	個人又は法人で、新たに空き店舗を活用して事業を営むもの	①家賃 ②改装費	1/2	①25万円 ②40万円	https://www.city.sakura.lg.jp/business/000042/000251/00450/p002190.html	【担当部署】商工観光課 【電話】028-686-6627 【メール】syoukoukankou@city.tochigi-sakura.lg.jp

(1) 補助金・助成金

	地区	分類	団体・機関等名	創業段階	事業名等	概要	対象者	対象経費	補助・助成率	上限額	参考URL	問合せ先
18	県北	行政	那須烏山市	準備段階	創業者支援補助金	本市で創業する個人又は法人に対し、創業に要した経費の一部を補助することにより、新規事業の創出や地域経済の活性化を促進する	市内で創業する個人若しくは法人又は第二創業する個人	創業するに当たって市長が必要と認める経費（建物改修費、備品等購入費、広告宣伝費、経営相談費等）	1/2以内	50万円	https://www.city.nasukarasuyama.lg.jp/page/page000532.html	【担当部署】 商工観光課 【電話】 0287-83-1115 【メール】 shohkohkankoh@city.nasukarasuyama.lg.jp
19	県北	行政	那須烏山市	全段階	空き店舗対策新規出店者開業費用支援事業補助金	空き店舗を活用した出店を行う者に対し当該出店に要した経費の一部を補助することにより、空き店舗の増加を防止するとともに新規出店を促し商業活動の活性化を図り、もって賑わいと活力の創出に寄与する	市内の空き店舗を活用して新規出店する個人、法人等	空き店舗の改修又は付帯設備の設置・改修に要する経費	1/2以内	50万円	https://www.city.nasukarasuyama.lg.jp/page/page000532.html	【担当部署】 商工観光課 【電話】 0287-83-1115 【メール】 shohkohkankoh@city.nasukarasuyama.lg.jp
20	県南	行政	下野市	準備段階	下野市空き店舗活用事業奨励金	市内の空き店舗を賃借して事業を開始する方に賃借料の一部を補助することにより、市内での事業開始の意欲を高め、市内商業の振興を図る。	市内の空き店舗（閉鎖後3カ月以上）で開業する事業者	・開業後の家賃1年分（敷金、礼金等除く）	1/2	60万円	http://www.city.shimotsuke.lg.jp/0068/genre1-3-001.html	【担当部署】 商工観光課 【電話】 0285-32-8907 【FAX】 0285-32-8611 【メール】 syoukoukankou@city.shimotsuke.lg.jp
21	県南	行政	下野市	準備段階	下野市まちなか商店リフォーム補助金	店舗を営む方又は空き店舗を利用して営業を開始する方がお店の機能を維持し、又は向上させるための改装又は改修等の一部を補助することにより、まちなかのぎわいを再生し、地域経済の活性化を図る。	・小金井駅、自治医大駅、石橋駅から概ね1.5km以内に所在し、店舗面積が1000㎡以下の店舗。 ・指定業種を営む個人又は登記簿上の本店の所在地が下野市内にある法人。 ・既存店舗営業者又は空き店舗（閉鎖後3カ月以上）開業者。	店舗の改装、改修等の費用	①空き店舗開業者 1/2 ②既存店舗営業者 1/3	①100万円 ②50万円	http://www.city.shimotsuke.lg.jp/0068/genre1-3-001.html	【担当部署】 商工観光課 【電話】 0285-32-8907 【FAX】 0285-32-8611 【メール】 syoukoukankou@city.shimotsuke.lg.jp
22	県央	行政	上三川町	準備段階	上三川町空き店舗等利活用促進事業補助金	中心市街地の空き店舗・空き地を活用して営業を行う新規出店者に対し、改装費・賃借料を補助する。	補助対象地域への新規出店者	①空き店舗の改装費用 ②空き店舗・空き地の賃借料12か月分	①1/2 ②1/2	①50万円（下限5万円） ②5万円/月	https://www.town.kaminokawa.lg.jp/0261/info-0000002895-0.html	【担当部署】 商工課 【電話】 0285-56-9150 【メール】 syoukou01@town.kaminokawa.lg.jp
23	県央	行政	益子町	準備段階	益子町起業支援補助金（新規起業準備補助金）	町内で起業する個人や法人に対し補助。	町内に住所を有する起業家	初期投資経費	初期投資経費の1/3以内	100万円 （基本補助額30万円、加算①空き店舗活用10万円、加算②町内金融機関から融資を受けた場合10万円、加算③年齢に応じて最大50万円）	https://www.town.mashiko.lg.jp/page/page000850.html	【担当部署】 益子町産業建設部観光商工課 【電話】 0285-72-8845 【メール】 kankou@town.mashiko.lg.jp
24	県央	行政	益子町	準備段階	益子町起業支援補助金（事務所賃借料補助金）	町内で起業する個人や法人に対し補助。	町内に住所を有する起業家	町内の事業所を賃借して開業する場合の事業所等賃借料	賃借料の1/2以内	3万円/月（総額72万円、最大2年間）	https://www.town.mashiko.lg.jp/page/page00085+U22-V230.html	【担当部署】 益子町産業建設部観光商工課 【電話】 0285-72-8845 【メール】 kankou@town.mashiko.lg.jp
25	県央	行政	益子町	全段階	益子町地場産業育成補助金	ふるさと納税対象産品の開発及び次代の益子焼産地を担う若手作家への支援を目的とした制度。	①町内ふるさと納税返礼協力事業者 ②窯業を生業として志す者 ③窯業を生業として志す者を雇用する事業主	①設備導入経費 ②家賃又は設備（貸し窯・貸し工房等）の賃借料及び設備導入経費 ③窯業を生業として志す者を雇用する給料	①1/2以内 ②家賃は月額家賃の1/4以内、設備の賃借は賃借料の1/2以内、設備導入は1/2以内 ③月額給料の1/3以内、2名まで	①50万円 ②家賃及び設備の賃借は12万円/年（最大3年間） ③1人辺り5万円/月（最大3年間）	https://www.town.mashiko.lg.jp/page/page003920.html	【担当部署】 益子町産業建設部観光商工課 【電話】 0285-72-8845 【メール】 kankou@town.mashiko.lg.jp

(1) 補助金・助成金

	地区	分類	団体・ 機関等名	創業段階	事業名等	概要	対象者	対象経費	補助・ 助成率	上限額	参考URL	問合せ先
26	県央	行政	市貝町	全段階	市貝町創業・起業支援事業補助金	地域経済の活性化及び振興を図ること及び新規創業者や創業3年未満の定着促進のため、経費の一部を補助します。	町内で創業3年未満の個人または法人で5年以上の事業展開をできると認められたもの	土地・物件の購入費 建築・リフォーム費 備品の購入費（一部を除く） 事務所等の借上料	2分の1	60万円	https://www.town.ichikai.tochigi.jp/info/1223	【担当部署】産業振興課 【電話】0285-68-1118 【メール】 kikaku02@town.ichikai.tochigi.jp
27	県央	行政	芳賀町	準備段階	芳賀町スタートアップ事業者支援補助金	町内で新たに事業を開始する者に対し、初期投資にかかる経費を補助する。	・新たに町内で事業を開始する者 ・町内の中小企業者の事業を引き継ぎ、事業を開始する者 ただし、事業を営んでいない個人であること	・町内の事業所の取得、改修等に要する経費 ・事業の用に供する機械設備、備品等の購入に要する経費 ・パンフレットの作成、広告の掲載、ホームページの作成等の広告宣伝に要する経費 ・経営相談、税務相談、法律相談等に要する経費 ・町内の事業所を賃借するための経費	1/2	30万円	https://www.town.tochigi-haga.lg.jp/syoukou/sart.html	【担当部署】商工観光課 【電話】028-677-6018 【メール】 syokoukankou@town.tochigi-haga.lg.jp
28	県央	行政	芳賀町	創業初期	芳賀町商店街等活性化補助金	中小企業者が売上向上を目指し、新規事業や事業拡大を行うために要する経費を補助する。	中小企業者で、町内に主たる事業所を有し、要綱で定める業種を営む者	・機械、装置、工具等の購入費 ・パンフレット、チラシ、ホームページの作成等、広告媒体活用のための経費 ・新製品の開発に伴うパッケージ等の設計、デザイン、製造等のための経費	1/2	20万円	https://www.town.tochigi-haga.lg.jp/syoukou/houten.html	【担当部署】商工観光課 【電話】028-677-6018 【メール】 syokoukankou@town.tochigi-haga.lg.jp
29	県央	行政	芳賀町	創業初期	芳賀町中小企業定着促進補助金	中小企業者の芳賀町へ立地や事業所の増設、設備投資を支援するために要する経費を補助する。	町内に事業所を有している中小企業者を対象とする。 ただし、小規模企業者は除く。	補助対象経費は、町内に取得した以下の経費の合計額で1千万円以上のものとする。 ・事業用の建築物の取得に係る経費 ・事業用の建築物の取得に伴い取得する土地の取得に係る経費 ・償却資産となる機械及び装置	0.03	1,000万円	https://www.town.tochigi-haga.lg.jp/syoukou/eichaku.html	【担当部署】商工観光課 【電話】028-677-6018 【メール】 syokoukankou@town.tochigi-haga.lg.jp
30	県南	行政	壬生町	2 準備段階	まちなか新規出店促進事業補助金	空き店舗等を活用した店舗を開業しようとする者に対し、必要な経費の一部を補助することにより、魅力ある町並みをつくり、まちなかの賑わいを再生することで地域経済の活性化を図る。	対象区域内の空き店舗で開業する事業者	①店舗の改装費 ②家賃（12か月分）	1/2	①100万円 ②60万円	http://www.town.mibu.tochigi.jp/docs/2017040500016/	【担当部署】商工観光課商工振興係 【電話】0282-81-1845 【メール】 keizai@town.mibu.tochigi.jp
31	県北	行政	塩谷町	全段階	ふるさとビジネス創業支援事業補助金	地域内経済化及び移住・定住の促進を図るため、町内において地域資源を活かした新たなビジネス及び雇用の創出を図る起業・創業をする者が行う事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。	・町内で補助金の交付の対象となる事業を行おうとする者又は行っている者であること。 ・新たに事業を開始しようとする者又は、既に事業を営んでいる者であって1年以内に新たな分野の事業に進出しようとする者であること。 ・栃木県、塩谷町商工会等の支援機関等が実施する創業相談、創業塾、経営指導等を受講していること。 ・創業又は新たな事業の立ち上げ以降も、認定支援期間等の支援を受けること。 ・町税を滞納していないこと。	・設備購入費 ・設備借上料 ・外注費 ・委託費 ・広報・販路開拓費 ・店舗等借入費 ・知的財産権等の取得費	対象経費の1/2以内	100万円	現状なし	【担当部署】産業振興課 【電話】0287-45-2211 【メール】 sanshin@town.shioya.tochigi.jp
32	県北	行政	高根沢町	創業初期	高根沢町魅力的で元気な事業者支援補助金	①関係団体等と"ツナガル"事業 ②新たな付加価値を"ソクル"事業 ③新たな手法で"ウル"事業に関する経費を補助	町内で事業を営む中小企業者、個人事業者及び農業者（認定農業者等）	展示会出展小間料、イベント広告宣伝費、パッケージ・ラベルデザイン料、通販サイト開設経費・登録料等	補助対象経費の1/2	上限30万円	https://www.town.takanezawa.tochigi.jp/gvosei/biz/shokogyo/hanrokaitaku.html	【担当部署】産業課 【電話】028-675-8104 【FAX】028-675-8114 【メール】 machi@town.takanezawa.tochigi.jp

(1) 補助金・助成金

	地区	分類	団体・ 機関等名	創業段階	事業名等	概要	対象者	対象経費	補助・ 助成率	上限額	参考URL	問合せ先
33	県北	行政	高根沢町	3 創業初 期段階	中小企業融資信用保証料補助金	中小企業の体質強化と経営の改善を図ることを目的に、町中小企業設備等整備資金及び町中小企業運転資金の借受けに係る栃木県信用保証協会の債務保証料を補助するもの。	町内中小企業者	町中小企業設備等整備資金及び町中小企業運転資金の借受けに係る栃木県信用保証協会の債務保証料	5万円までは全額 5万円を越える場合は、その額の1/2に2万5千円を加算した額又は、10万円のいずれかの低い額	10万円		【担当部署】産業課 【電話】028-675-8104 【FAX】028-675-8114 【メ-ル】 syoukou@town.takanezawa.tochigi.jp
34	県北	行政	那須町	準備段階	那須町空き店舗等リフォーム補助金	空き店舗等の有効活用並びに中小零細企業の支援	・町内に住民登録のある者、または開店までに住民登録をする者 ・新規開業者であって空き店舗等を賃借又は自ら所有する空き店舗を開業するためにリフォームする者 ・現に事業を5年以上営んでおり当該店舗をリフォームする者 ・町税完納者 ・過去に当補助金を受けたことのない者 ※その他要件有り	20万円以上の店舗改装費	対象経費の1/2	50万円	https://www.town.nasu.lg.jp/0209/info-000000457-1.html	【担当部署】観光商工課 【電話】0287-72-6918 【メ-ル】kanko@town.nasu.lg.jp
35	県北	行政	那須町	準備段階	信用保証料補助	町融資制度利用開始時に、保証料を補助。	町融資制度利用者	町融資制度に係る保証料	栃木県信用保証協会所定の率によって計算された信用保証料額	栃木県信用保証協会所定の率によって計算された信用保証料額	https://www.town.nasu.lg.jp/0214/info-000000420-1.html	【担当部署】観光商工課 【電話】0287-72-6918 【メ-ル】kanko@town.nasu.lg.jp
36	県北	行政	那須町	準備段階	利子補給	町融資制度利用者への利子補給。	町融資制度利用者	町融資制度に係る利子	融資額の1%以内	融資額の1%以内	https://www.town.nasu.lg.jp/0214/info-000000420-1.html	【担当部署】観光商工課 【電話】0287-72-6918 【メ-ル】kanko@town.nasu.lg.jp
37	県北	行政	那珂川町	準備段階	那珂川町空き店舗活用促進事業費補助金	那珂川町における空き店舗を有効活用し商業等の活性化を図る。	・那珂川町地域資源情報バンクに登録されている空き店舗を利用して自ら新規に出店し、事業を2年以上継続する事業者 ・小売業、一般飲食業、サービス業、事務所の職種を営む者(風俗営業関係は除く) ・町税を滞納していない者 ・宗教活動や政治活動を目的としていない者 ・暴力団員でない者及び暴力団員等と密接な関係を有さない者	・空き店舗の改修・改装工事及び付帯設備に要する費用(費用は備品経費を除いた額で、30万円以上)	0.5	1物件につき50万円		【担当部署】産業振興課 商工観光係 【電話】0287(92)1116 【メ-ル】shoukou@town.tochiginakagawa.lg.jp
38	県北	行政	那珂川町	創業初期	那珂川町新規出店支援補助金	那珂川町に新たな賑わいを創出し町内経済の活性化を図る。	・町内で自己所有物件又は整備した店舗や事務所で新たに小売業、飲食業、サービス業を営む者(風俗営業関係は除く) ・新規出店から3年以上町内で当該事業の継続が見込める者 ・町税を滞納していない者 ・政治団体や宗教団体の組織等で活動をしていない者 ・暴力団員でない者及び暴力団等と密接な関係を有さない者	・店舗等の建物及び敷地に係る賃借料 ・水道料金及び電気料金 ・食材費や材料費、燃料費、サービス提供に係る役員費などのうち、町内の事業者や個人から調達に係る費用 ※店舗兼住宅の場合は新規出店事業以外の経費は除く。 ※新規出店時に要した初期投資費用は対象外。	0.5	月額3万円(交付対象月から起算して2ヵ月)		【担当部署】産業振興課 商工観光係 【電話】0287(92)1116 【メ-ル】shoukou@town.tochiginakagawa.lg.jp

(1) 補助金・助成金

	地区	分類	団体・機関等名	創業段階	事業名等	概要	対象者	対象経費	補助・助成率	上限額	参考URL	問合せ先
39	県央	商工団体	宇都宮商工会議所	準備段階	中心商業地新規出店促進事業補助金(空き店舗出店補助金)	中心商業地の空き店舗に新たに店舗として出店するため必要な経費の一部を補助することにより、中心商業地の活性化を図る。	対象区域内の空き店舗で賃貸借契約を結び開業し、事業を2年以上継続する事業者 ※業種等の要件あり	①経営財務診断費 ②店舗の内装改造費	①1/2 ②3/10～1/2(出店場所と条件により異なる)	①15,000円(1回につき) ②150万円※大谷石蔵活用店舗の場合200万円	https://www.ucci.or.jp/business/sinkisyutten/	【担当部署】 地域振興部 【電話】 028-637-3131 【メール】 chiiki@u-cci.or.jp
40	県北	商工団体	矢板市商工会	創業初期	矢板市商工会創業者等助成金	矢板市内において令和4年6月以降に新たに事業を開始した小規模事業者(金融、保険、不動産及び風俗営業を含むものを除く。)に対し、矢板市商工会創業者等助成金を交付します。	(1)商工会に加入する者。 (2)フランチャイズ・システムに加盟して行う事業でないこと。 (3)宗教的、政治的及び反社会的活動を目的としないこと。	創業者等が賃借する店舗等の月額賃料(敷金、礼金、共益費及び水道光熱費等を除く)に係る経費で、助成対象経費の合計額の2分の1以内として月額1万円を限度に支給する。商工会が実施する「創業塾」を受講し修了した者は、加えて月額1万円を支給する。助成対象経費が複数年にわたる場合、助成金は毎年度交付する。	交付申請日以降とし、矢板市において事業を開始した月の翌月から起算して24月以内※助成対象期間中に事業が中止になった場合の助成終了月は、中止事由の発生した日に属する月の前月	月額1万円 ※商工会の実施する「創業塾」を受講し修了した者は、加えて月額1万円	https://www.city.yaita.tochigi.jp/soshiki/syoukou/syoukoukaisougyouyatouhojokin.html	【担当部署】 矢板市商工会 【電話】 0287-43-0272 【メール】 yaita_net@shokokai-tochigi.or.jp
41	県央	商工団体	市貝町商工会	全段階	市貝町創業・起業支援事業補助金	地域経済の活性化及び振興を図ること、並びに新規創業者や創業3年未満の個人や法人の定着促進のため、直接事業に供する備品購入に係わる経費の一部を補助する。	当該年度に創業、創業を計画する個人または法人もしくは、創業3年未満の個人または法人	①土地や物件の購入費用 ②店舗建築、リフォームに係わる費用 ③事業運営に必要な備品等の購入費用 ④事務所等の借上料 ⑤その他町長が適当と認める費用	対象経費の2分の1以内	60万円		【担当部署】 【電話】 【メール】
42	県南	商工団体	都賀町商工会	全段階	小規模持続化補助金	小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的。本補助金事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化(生産性向上)の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するもの	既開業者	無料	3分の2	200万円	https://www.shokokai.or.jp/izokuka_rih/izokuka.html	【担当部署】 【電話】 0282-27-4488 【メール】 tsuga_net@shokokai-tochigi.or.jp
43	県北	商工団体	那須塩原市商工会 西那須野商工会	準備段階	チャレンジショップ支援事業	市内で空き店舗・空き家を活用して事業を始める人、及び創業・二次創業をされる方に対して実施することにより、経営の安定化と地域経済の活性化を図る。	・市内で空き店舗・空き家を活用して事業を始める方 ・市内で創業・二次創業をされる方(商工会等が実施する「創業(支援)塾」を受講している、または受講すること。)	店舗改修工事費及び備品購入費	2分の1	600,000円	https://www.city.nasushiobara.lg.jp/soshikikarasagasu/shokokai/ankoka/shokogyo/founding_support/11511.html	【担当部署】 那須塩原市商工会 【電話】 0287-62-0373 【メール】 nasushiobara_net@shokokai-tochigi.or.jp 【担当部署】 西那須野商工会 【電話】 0287-36-0697
44	全県	その他支援機関等	栃木県産業振興センター	準備段階	とちぎ未来チャレンジファンド活用助成事業	県内に事務所等を設置して創業する者の創業時に要する事務所等改装費、運営費、広告宣伝費への助成を行う。	中小企業者、企業組合、NPO法人、LLPとして創業を行う者	①改装費、②運営費、③広告宣伝費	2/3	100万円	https://www.tochigi-iin.or.jp/home/3/2/	【担当部署】 総合相談グループ 【電話】 028-670-2607 【メール】 shien@tochigi-iin.or.jp
45	全県	その他支援機関等	栃木県産業振興センター	準備段階	地域課題解決型創業支援補助金	栃木県内の各地域における諸課題を解決するためデジタル技術を活用して新たに創業する者及びSociety5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野においてデジタル技術を活用し事業承継又は第二創業する者に対して、創業、事業承継又は第二創業に要する経費の一部を助成する。	①新たに創業する者 ②事業承継又は第二創業をする者	①人件費、②店舗等借入費、③設備費・借料、④原材料費、⑤知的財産等関連経費、⑥謝金、⑦旅費、⑧マーケティング調査費、⑨広報費、⑩外注費、⑪委託費	1/2	200万円	https://www.tochigi-iin.or.jp/home/2/5/1.html	【担当部署】 総合相談グループ 【電話】 028-670-2607 【メール】 chiikikadai@tochigi-iin.or.jp